

利用規約

第1条(目的)

本規約は、京都信用金庫(以下、「当金庫」といいます)が運営する「QUESTION」(以下、「本施設」といいます)の会員および利用者に対し、本施設の利用及び本施設において提供されるサービスを受けるにあたり必要な事項を定めるものとします。

第2条(サービスの内容)

当金庫は、会員および利用者に対し次の各号に掲げるサービス(以下、総称して「本サービス」といいます。)の全部又は一部を提供し、会員および利用者は、その会員種別に応じて本施設を利用できます。

- (1) 展示スペース
 - (2) コワーキングスペース(固定席、自由席)
 - (3) シャワールーム
 - (4) 登記・メールボックス
 - (5) セミナールーム、イベントスペース、会議室
 - (6) 学生限定フロア
 - (7) セミナー・イベントの開催
 - (8) 当金庫が提供するイベント・ワークショップ・セミナー・スクールへの参加
 - (9) ロッカー
 - (10) 駐輪場
 - (11) その他、本施設が提供するサービス
2. 会員および利用者は、本サービスの利用にあたり、会員規約及び当規約のほか別途定める規定・規則・諸注意事項に従います。
3. 当金庫は、必要に応じて本サービスの内容を変更することができるものとします。

第3条(会員カード)

当金庫は、会員に対し、会員種別に応じて、当金庫が指定する本人確認資料をご提出いただいたうえで、会員カードを発行します。

2. 個人会員に対しては1枚、法人会員に対しては申込内容に応じた数の会員カードを発行することができます。
3. 会員カードは、会員種別を識別するとともに、所定の施設に入退場するために必要となるものであり、各自の責任において厳重に管理するものとします。本施設入退場時には、自身の会員カードを使用し、所定の出入口から入退場を行うものとします。なお、他の会員等によりセキュリティゲート等が解錠されている場合であっても、会員自身が解錠操作をせずに入退場することは禁止します。
4. 会員は、本施設を利用する際は必ず会員カードを保持し、本施設が呈示を求めた際には、呈示を拒むことはできないものとします。
5. 会員は、いかなる場合も、第三者に会員カードを貸与することはできません。会員カードの貸与・盗難その他の理由の如何を問わず、第三者が当該会員カードにより本施設等を利用した場合には、その利用料

金の支払いを含む全ての責任は、当該会員が負うものとします。また、会員カードを紛失・盗難その他の理由により使用できなくなった場合は、直ちに当金庫に申告するものとします。

6. 当金庫は、会員が以下のいずれかに該当した場合、会員カードを回収又は無効にできるものとします。

(1)退会するとき。

(2)月会費及び各種利用料金を2ヵ月以上滞納したとき。

(3)その他、当金庫が必要と判断したとき。

7. 会員は、会員カードを破損・紛失した場合は、再発行手数料2,000円(税別)を当金庫に支払うものとします。なお、破損・紛失等により一時的に会員カードを所持していない場合、会員本人であることを証明する資料(免許証、健康保険証、社員証等)を提示の上、所定の手続きを経て入館することができます。

第4条(施設利用)

会員および利用者は、本施設が地域社会に開かれた場であることを十分に理解し、お互いの配慮をもって本施設を利用するものとします。

2. 会員および利用者は、当金庫が別途定める注意事項を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって本施設を利用するものとします。

3. 当施設の設備を破損するおそれがある、他のお客様のご迷惑になる、公序良俗または法律に反するなど、施設の用途やご利用状況が不適当であると当施設が認めた場合は、当日でもご利用を取り消す場合があります。

4. 本施設内は、当金庫が指定する場所に限り飲食いただけます。ただし、飲食可能の場所であっても臭いの強い飲食物の持ち込みは禁止します。

5. 本施設は禁煙です。

6. 本施設の共有エリアは当金庫が清掃を行います。会員および利用者は共用部分、専有部分に関わらず美化に努めてください。

7. ゴミの処分は原則として各自で行ってください。処理に際しては、本施設及び地域の規則に従ってください。

8. 建造物、設備、什器、貸出備品等を毀損、汚損、紛失させた場合には、その損害について全額賠償請求します。

9. 来訪者用の駐車場はありません。会員および利用者自らの責任と費用負担にて、近隣の駐車場を利用してください。

10. 本施設には、防犯上及び悪質なマナー違反抑制のため、警備会社による防犯カメラを設置しています。

11. 会員および利用者のホームページやポータルサイト等での使用を目的として、施設内で撮影や取材を行う場合は、事前に当金庫の許可を得る必要があります。

12. 当金庫は、会員および利用者に対し、本施設の利用目的、利用内容、参加者、主催者、共催者、関係団体、告知内容、物品販売又は勧誘の有無、その他当金庫が必要と判断する事項について、事前又は事後に確認し、資料の提出を求めることができるものとします。

13. 当金庫は、申込内容、提出情報、利用目的、利用態様、告知内容、会員又は利用者の言動、過去の利用状況その他の具体的事情を総合的に勘案し、本施設の目的、安全、秩序又は円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあると合理的に判断した場合、利用を承認せず、又は利用承認後若しくは利用開始後であっても、利用承認の取消し、利用内容の変更要請、利用の停止、退館その他必要な措置を行うことができるものとします。なお、この場合、当金庫はその理由、審査内容及び判断過程を開示する義務を負いません。

14. 当金庫は、会員又は利用者の服装、刺青、タトゥーその他これらに類する身体への装飾、その他の身なりについて、他の会員、利用者又は職員に不安、畏怖若しくは威圧感を与え、又は本施設の安全、秩序若しくは円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合、会員又は利用者に対し、露出を控えること、着衣又はカバー等による対応、利用場所の変更、利用の停止、退館その他必要な措置を求めることができるものとし、会員又は利用者はこれに従うものとしします。
15. 第3項及び前2項に基づき利用承認の取消し、利用停止、退館その他必要な措置を行った場合であっても、当金庫は、既に支払われた利用料金その他の費用を返還しません。ただし、当金庫が特に必要と認めた場合はこの限りではありません。

第5条(所持品の管理)

本施設内における会員および利用者の所持品の管理は会員および利用者の責任において行うものとし、本施設内において生じた盗難及び紛失、事故等については、当金庫は一切の責任を負いません。

第6条(会員外利用について)

会員外利用者(当金庫が会員の同伴者として本施設の利用を認めた者)、イベント参加者は、本規約、会員規約、別途定めるサービス案内等に従い、施設利用料等諸費用をお支払いいただく場合があります。

第7条(インターネット環境)

当金庫は、会員および利用者に対し、本施設においてインターネット接続を可能とする環境を提供するものとしします。

2. 会員および利用者が当金庫の提供する回線を用いてインターネットへ接続する場合、下記のトラブル等については、当金庫は一切の責任を負わないものとしします。
- (1) インターネット上のウェブサイトの適合性
 - (2) インターネットを通じて入手可能なシステム・プログラムやファイル等の安全性
 - (3) インターネット上のエラーや不具合
 - (4) インターネットの利用不能により生じた損害
 - (5) インターネットの利用による個人情報及び機密情報の漏えい
 - (6) インターネットの利用による外部からの不正アクセス及び改変
 - (7) その他前各号に関連するトラブル等
3. 当金庫は、業務上必要であると認める場合又はやむを得ない事由が発生した場合、インターネット環境提供サービスを一時停止することができるものとしします。
4. 当金庫が会員および利用者に対し、原因の如何及び帰責性の有無にかかわらず、インターネット環境を提供することができない場合、これにより会員および利用者に損害が生じた場合でも、会員および利用者に対してその損害を賠償することを要しません。

第8条(住所利用)

住所利用とは、会員が本施設の住所を当該会員が受け取る普通郵便及び宅配物の送付先として利用できる、また当該会員の本店又は支店(以下、総称して「本店等」といいます)の所在地商業登記(以下、「本店等登記」といいます)ができるサービスです。当該サービスの利用は、利用する権利を有する会員(以下、「住所利用可能会員」といいます。)に限ります。この場合、別途所定の手続きを行っていただく必要があります。

2. 住所利用にあたっては、本施設での実体のある活動が必要です。
3. 住所利用可能会員が退会又は当該サービスが利用できる会員種別以外に会員種別を変更しようとするときは、退会日または変更日までに住所の利用を停止するものとします。
4. 本店等登記を行った住所利用可能会員が退会又は当該サービスが利用できる会員種別以外に会員種別を変更しようとするときは、事前に本店等登記を他の住所地へ移転する商業登記(以下「本店等移転登記」といいます。)手続きを行い、かかる本店等移転登記が完了したことが記載された商業登記事項証明書(発行日から1ヵ月以内のものに限ります。)を提出いただく必要があります。当該商業登記事項証明書が提出されない限り、退会または会員種別の変更はできません。
5. 本施設は、事前に会員に通知したうえで、いつでも当該サービスを終了させることができるものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。なお、本店等登記を行った住所利用可能会員は、当該サービス終了時まで本店等移転登記手続きを行い、本店等移転登記が完了したことが記載された商業登記事項証明書(発行日から1ヵ月以内のものに限ります。)を提出いただく必要があります。当該サービス終了日から2ヵ月を経過しても上記の方法により本店等移転登記が確認できないときは、当該サービス終了日から2ヵ月を経過した日から本店等移転登記が記載された商業登記事項証明書が提出された日まで、1日あたり金1万円を違約金として請求いたします。また、当該違約金とは別に、これにより本施設に損害が生じた場合には、これにより本施設に生じた損害を賠償していただきます。
6. 本店等登記を行った住所利用可能会員は、会員資格を喪失した場合には、直ちに本店等移転登記を行うものとします。本店等登記を行った住所利用可能会員は、本店等移転登記を行うことなく会員資格を喪失した場合には、当該会員資格を喪失した日(始期)から、当該本店等移転登記が完了し、本施設に対し当該本店等移転登記を行ったことを証する商業登記事項証明書を提出された日(終期)までの間、当該始期から終期が属する月分の利用料金の5倍に相当する金額を違約金として請求いたします。また、当該違約金とは別に、これにより本施設に損害が生じた場合には、これにより本施設に生じた損害を賠償していただきます。

第9条(メールボックス)

住所利用可能会員は、本施設内のメールボックスを使用できます。また当金庫から明示された住所を自らのオフィスの住所として名刺やウェブサイト等に掲示することができます。メールボックス使用を希望する会員は、本規約及び別途定める「メールボックス使用規約」に同意し、所定の方法で使用申込を行うものとします。

第10条(ロッカー)

本施設内のロッカーを使用できる権利を有する会員は、使用を希望する場合、本規約及び別途定める「ロッカー使用規約」に同意し、所定の方法で使用申込を行うものとします。

第11条(駐輪場)

本施設内の駐輪場を使用できる権利を有する会員は、使用を希望する場合、本規約及び別途定める「駐輪場使用規約」に同意し、当金庫が定める方法で使用申込を行うものとします。

第12条(固定席)

本施設内のコワーキングスペースの固定席を使用できる権利を有する会員は、使用を希望する場合、本規約及び別途定める「固定席使用規約」に同意し、当金庫が定める方法で使用申込を行うものとします。

第13条(禁止事項)

会員および利用者は、本施設内及び本施設周辺において、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。また、以下の各号に該当する行為を行い、運営委託会社等、他の利用者、その他第三者に損害を及ぼした場合、会員および利用者はその損害の全額を賠償する義務を負うこととします。

- (1) 事前の許可無く、動植物を本施設内に持ち込むこと。
- (2) 本施設の設備・器具・備品その他本施設が管理する物品の損壊や持ち出し。
- (3) 本施設のサーバー又はネットワーク機能を破壊したり、妨害したりする行為。
- (4) 本施設内で飲酒すること(本施設が認めるスペース、イベント等を除く)。
- (5) 危険物(火薬類、爆発性物質その他本施設が危険と判断したもの。)、他人の迷惑となる物品を本施設内に持ち込むこと。
- (6) 本施設内での喫煙、及び無断での火気の使用。
- (7) 騒音、臭い等、本施設の円滑な運営、秩序の維持・保全を害する行為。
- (8) 他の利用者や当金庫、運営委託会社を誹謗、中傷すること。
- (9) 当金庫の許可なく本施設において物品の売買、営業行為や勧誘をすること。
- (10) 営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)や政治活動、署名活動を行うこと(本施設の目的に則った活動は除く)。
- (11) 他の利用者等に対する暴力行為、脅迫行為等。
- (12) 法令又は公序良俗に反する行為、又はそのおそれがある行為。
- (13) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で当金庫の業務を妨げる行為。
- (14) 他の利用者による本施設の利用を妨げる行為。
- (15) 本施設の秩序を乱す行為。
- (16) 許可なく当金庫及び本施設の名称を使用する行為。
- (17) 当金庫若しくは他の会員の名誉・信用、プライバシー・肖像権等の人格的権利及び知的財産権等を侵害する行為。
- (18) 18歳未満の方が、22時以降に本施設を利用すること。
- (19) その他当金庫が不適切と判断する行為。

2. 前項に定めるもののほか、会員および利用者は、本施設内及び本施設周辺において、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

- (1) 当金庫、運営委託会社、他の会員、利用者又は第三者に対し、威迫的、示威的又は威圧的な言動により、不安、畏怖若しくは心理的圧迫を与え、又は本施設の安全、秩序若しくは円滑な運営に支障を及ぼす行為。
- (2) 社会的地位、肩書、所属団体、活動歴その他の背景を殊更に示し、法令上又は契約上の義務を超える対応、謝罪、補償、便宜供与その他の不当な要求を行う行為。
- (3) 同一又は類似内容の要求を反復し、又は長時間にわたり面談、電話、電子メールその他の方法により対応を求め、本施設の円滑な運営又は当金庫若しくは運営委託会社の業務を妨げる行為。
- (4) 他の会員、利用者、当金庫又は運営委託会社の職員に対し、つきまとい、監視、執拗な接触、面会の強要その他これらに類する行為を行うこと。
- (5) 刺青、タトゥーその他これらに類する身体への装飾、服装その他の身なりについて、他の会員、利用者又は職員に不安、畏怖若しくは威圧感を与え、又は本施設の安全、秩序若しくは円滑な運営に支障を及ぼすおそれがある態様で露出又は表示する行為。

3. 当金庫又は運営委託会社は、前項各号に該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合、会員および利用者に対し、当該行為の中止、露出を抑えること、着衣又はカバー等による対応、対応窓口の指定、利用場所の変更、退館その他必要な措置を求めることができるものとし、会員および利用者はこれに従うものとします。

第14条(反社会的勢力排除)

会員および利用者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 会員および利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言辞又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

3. 当金庫は、会員および利用者が前2項に違反した場合、催告その他何らかの手続を要することなく、直ちに会員を除名することができます。

4. 前項に基づき会員を除名された場合、会員および利用者は、当金庫に対し、当該会員の除名を理由として損害賠償その他何らの請求をすることができません。

第15条(個人情報の取り扱い)

当金庫は、本サービスの申込又は利用等を通じて当金庫が知り得た会員および利用者の個人情報(以下、「個人情報」といいます。)について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

2. 会員および利用者は、会員および利用者の個人情報を当金庫が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。

- (1) 会員および利用者より依頼を受けた各種サービスを当該会員に対して提供するため。
- (2) 本サービスの運営上必要な事項を会員および利用者知らせるため。
- (3) 本サービスその他当金庫の提供するサービスの改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため。
- (4) 本サービスの利用状況や会員および利用者の属性等に応じた新たなサービスを開発するため。
- (5) 本施設の関連サービスや各種情報を提供するため。
- (6) その他当金庫の各種金融サービスや各種情報を提供するため。

(7)本施設の利用目的、利用内容、利用状況の確認、利用の承認、利用制限、利用停止、退館その他本施設の安全、秩序又は円滑な運営の維持のため。

3. 当金庫は、事前に会員および利用者の同意を得た上で、当該個人情報を、本施設が定める方法により他の会員および利用者の開示することがあります。

4. 当金庫は、本サービスの運営や管理に必要な業務の一部又は全部を、運営委託会社及び第三者に委託することがあります。この場合、当金庫は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員および利用者の個人情報を取り扱わせることがあり、会員および利用者はあらかじめこれに同意するものとします。

5. 前3項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当金庫は会員および利用者の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。

(1)個人又は公共の安全を守るために緊急の必要がある場合

(2)裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合

(3)当金庫が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

第16条(規約の改定)

当金庫は、一定の周知期間を設けることにより、本規約及び関連諸規則を変更できるものとし、会員および利用者はこれを承諾するものとします。この期間中、本施設内で変更事項を提示するものとします。

2. 前項の変更は、周知期間の経過により有効となるものとします。

附則

2020年11月2日 制定・施行

2021年11月1日 改定

2023年 4月1日 改定

2024年10月1日 改定

2026年9月1日 改定